令和６年第２回

市議会定例会資料

目　　次

議案第４４号関係 ---------- 5

議案第４５号関係 ---------- ６４

議案第４６号関係 ---------- ７６

議案第４７号関係 ---------- ７７

議案第４８号関係 ---------- ７８

議案第４９号関係 ---------- ７９

議案第５０号関係 ---------- ８２

議案第５１号関係 ---------- ８３

議案第５２号関係 ---------- ９０

議案第５３号関係 ---------- ９８

議案第５４号関係 ---------- １０７

議案第５５号関係 ---------- １１０

議案第５７号関係 ---------- １１３

議案第５８号関係 ---------- １１４

議案第５９号関係 ---------- １１５

報告第　３　号関係 ---------- １１８

報告第１０号関係 ---------- １３１

議案第４４号

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

地方税法の改正に伴い、令和６年度分の個人の市民税に係る所得割の額について定額減税を実施するとともに、宅地等及び農地に係る固定資産税及び都市計画税の負担の調整を行うほか、特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる割合を定める等のため提案する。

２　根拠法規

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３条第１項

３　条例の概要

(1) 令和６年度分の個人の市民税に限り、合計所得金額が１８，０５０，０００円以下である納税義務者の所得割の額から１０，０００円（控除対象配偶者等を有する場合には、当該控除対象配偶者等１人につき１０，０００円を加算した金額）を控除することとした。（附則第２条の２関係）

(2) 令和６年度分の公的年金等に係る個人の市民税について、特別徴収及び普通徴収の方法によって徴収すべき額を定めることとした。（附則第２条の３関係）

(3) 令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる割合は、７分の６とすること等とした。（附則第３条関係）

(4) 認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、管理者等から長期優良住宅建築等計画等に係る変更の認定の通知が提出され、かつ、固定資産税の減額措置の要件に該当すると認められるときは、その区分所有者から申告書が提出されない場合においても、減額措置を講ずることができることとした。（附則第４条関係）

(5) 土地に係る令和７年度分又は令和８年度分の固定資産税の負担についての調整措置を講ずることとした。（附則第６条関係）

(6) 宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずることとした。（附則第７条、附則第２２条関係）

(7) 農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずることとした。（附則第９条、附則第２３条関係）

(8) 市街化区域農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずることとした。（附則第１０条、附則第１１条、附則第２５条関係）

(9) 用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る令和６年度分及び令和７年度分の固定資産税及び都市計画税についての特例措置を講ずることとした。（附則第１４条関係）

(10) 宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずることとした。（附則第１６条、附則第２６条関係）

(11) 所要の規定を整備することとした。（附則第５条、附則第１５条関係）

(12) この条例は、令和６年４月１日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　後	改　　正　　前
附　則 第２条　略 （令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除） 第２条の２　令和６年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の８第４項及び第５項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が１８，０５０，０００円以下である所得割の納税義務者（次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第２５条の４、第２５条の８、第２５条の９及び前条第２項並びに法第３１４条の６、第３１４条の８、第３１４条の９、附則第５条の４の２第５項、附則第５条の５第２項及び附則第７条の２第４項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 ２　前項の規定の適用がある場合における第２５条の８第２項及び第２８条の１０第１項並びに法附則第５条の５第２項の規定の適用については、第２５条の８第２項中「法附則第５条の６第２項」とあるのは「法附則第５条の６第２項及び附則第５条の８第６項」と、第２８条の１０第１項中「課した」とあるのは「附則第２条の２第１項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第２条の２第１項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、法附則第５条の５第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（附則第５条の８第４項及び第５項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。 （令和６年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例） 第２条の３　令和６年度分の個人の市民税に限り、第２８条の７第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第３項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第２項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。 (1)　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（前	附　則 第２条　略

条第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される第２８条の７第１項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第５号において同じ。）の合算額（以下この号及び第５号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第３項第１号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第３項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の２分の１に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を２で除して得た金額（当該金額に１，０００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第２期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、第２８条第１項に規定する第１期の納期（以下この項において「第１期納期」という。）及び第２８条第１項に規定する第２期の納期（以下この項において「第２期納期」という。）に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第２８条の８に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第３項において「特別徴収対象税額」という。）は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額（当

該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びそ

の者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

２　前項の規定の適用がある場合における第２８条の９の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第２条の３第１項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

３　令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第２８条の１０第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に

２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第２８条の１０第２項の規定により読み替えられた第２８条の７第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４　前項の規定の適用がある場合における第２８条の９の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第２条の３第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５　令和６年度分の個人の市民税につき第２８条の１１第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合） 第３条　略 ２ ～　略 ６ ７　法附則第１５条第２５項第２号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、７分の６とする。 ８　法附則第１５条第２５項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 ９　法附則第１５条第２５項第３号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 １０　法附則第１５条第２５項第３号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 １１　法附則第１５条第２５項第４号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 １２　法附則第１５条第２５項第４号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 １３　法附則第１５条第２５項第４号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 １４　法附則第１５条第３２項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 １５　法附則第１５条第４１項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。 １６　法附則第１５条第４２項に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 １７　略 １８　略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第４条　略 ２　法附則第１５条の７第１項又は第２項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第３項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合） 第３条　略 ２ ～　略 ６ ７　法附則第１５条第２５項第２号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 ８　法附則第１５条第２５項第２号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 ９　法附則第１５条第２５項第２号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 １０　法附則第１５条第２５項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 １１　法附則第１５条第２５項第３号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 １２　法附則第１５条第２５項第３号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 １３　法附則第１５条第３２項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。 １４　法附則第１５条第３３項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 １５　法附則第１５条第４２項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。 １６　法附則第１５条第４３項に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 １７　略 １８　略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第４条　略 ２　法附則第１５条の７第１項又は第２項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第３項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日	(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
(4) 当該年度の初日の属する年の１月３１日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由	(4) 当該年度の初日の属する年の１月３１日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由
３　市長は、法附則第１５条の７第１項又は第２項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第４項に規定する管理者等から、法附則第１５条の７第３項に規定する期間内に施行規則附則第７条第４項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第１５条の７第１項又は第２項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項又は第２項の規定を適用することができる。	
４　略	３　略
５　略	４　略
６　略	５　略
７　法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	６　法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) ～　略 (7)	(1) ～　略 (7)
８　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	７　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号　に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) ～　略 (6)	(1) ～　略 (6)
９　法附則第１５条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行	８　法附則第１５条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行

規則附則第７条第１１項各号に掲げる　書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～　略

(6)

１０　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１２項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～　略

(6)

１１　法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～　略

(5)

１２　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１８項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～　略

(4)

(5)　施行規則附則第７条第１８項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)　略

（土地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

規則附則第７条第１０項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～　略

(6)

９　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～　略

(6)

１０　法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１６項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～　略

(5)

１１　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１７項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

～　略

(4)

(5)　施行規則附則第７条第１７項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)　略

（土地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第５条　次条から第１５条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
(1)
≀　略
(7)
(8) 平成５年度適用市街化区域農地　法附則第１９条の３第４項

（令和７年度又は令和８年度における土地の価格の特例）

第６条　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第３４条の規定にかかわらず、令和７年度分又は令和８年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

２　法附則第１７条の２第２項に規定する令和７年度適用土地又は令和７年度類似適用土地であって、令和８年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第３４条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第１７条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第７条　宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又

第５条　次条から第１５条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
(1)
≀　略
(7)
(8) 平成５年度適用市街化区域農地　法附則第１９条の３第５項

（令和４年度又は令和５年度における土地の価格の特例）

第６条　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第３４条の規定にかかわらず、令和４年度分又は令和５年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

２　法附則第１７条の２第２項に規定する令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地であって、令和５年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第３４条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第１７条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第７条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２．５）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又

は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
（農地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第９条　農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	第９条　農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
略	略
（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の固定資産税の特例）	（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の固定資産税の特例）
第１０条　市街化区域農地に係る平成６年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成５年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成５年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該	第１０条　市街化区域農地に係る平成６年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成５年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成５年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該

各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。	各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。
略	略
２　市街化区域農地に係る平成６年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成５年度に係る賦課期日後に令附則第１４条の２第１項に規定する事情により新たに市街化区域農地となった土地に対して課する各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地となった土地に類似する市街化区域農地が前項の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該市街化区域農地となった土地が平成５年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在し、かつ、同項の規定の適用があったものとみなして、同項の規定を適用する。	２　市街化区域農地に係る平成６年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成５年度に係る賦課期日後に令附則第１４条の２第１項に規定する事情により新たに市街化区域農地となった土地に対して課する各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地となった土地に類似する市街化区域農地が前項の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該市街化区域農地となった土地が平成５年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在し、かつ、同項の規定の適用があったものとみなして、同項の規定を適用する。
３　前２項の規定は、平成５年度に係る賦課期日後に令附則第１４条の２第２項第２号から第５号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第１４条の２第１項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	３　前２項の規定は、平成５年度に係る賦課期日後に令附則第１４条の２第２項第２号から第５号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第１４条の２第１項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
略	略
	４　令和２年度分の固定資産税について茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（令和３年茅ヶ崎市条例第１９号）による改正前の茅ヶ崎市市税条例（以下「令和３年改正前の条例」という。）附則第１０条第３項において準用する同条第１項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和３年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和２年度分の固定資産税に係る令和３年改正前の条例附則第１０条第３項において準用する同条第１項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。
第１１条　市街化区域農地に係る令和６年度から	第１１条　市街化区域農地に係る令和３年度から

令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例）

第１４条　地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第２１条の規定により、令和６年度分及び令和７年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第１８条の３及び第２５条の３の規定は、適用しない。

（免税点の適用に関する特例）

第１５条　附則第７条及び第９条から第１１条までのいずれかの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第３７条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第７条、第９条又は第１１条の規定の適用を受ける宅地等

令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和４年度分及び令和５年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例）

第１４条　地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条の規定により、令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第１８条の３及び第２５条の３の規定は、適用しない。

（免税点の適用に関する特例）

第１５条　附則第７条及び第９条から第１１条までのいずれかの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第３７条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第７条、第９条又は第１１条の規定の適用を受ける宅地等

、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第１０条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第１１条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第１０条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第１６条　附則第７条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第５条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第３４９条の３、第３４９条の３の２又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の特別土地保有税については、第８４条の７第１号及び第８４条の１３中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第７条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

２　法附則第１１条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成１８年１月１日から令和９年３月３１日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第８４条の７第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第５４条の３８第１項に規定する価格」とあるのは「令第５４条の３８第１項に規定する価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。

３

～　略

５

（宅地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第２２条　宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受

、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第１０条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第１１条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第１０条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）又は第４項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第１６条　附則第７条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第５条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第３４９条の３、第３４９条の３の２又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の特別土地保有税については、第８４条の７第１号及び第８４条の１３中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第７条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

２　法附則第１１条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成１８年１月１日から令和６年３月３１日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第８４条の７第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第５４条の３８第１項に規定する価格」とあるのは「令第５４条の３８第１項に規定する価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。

３

～　略

５

（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第２２条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受

ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第１項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前

ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあっては、１００分の２．５）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第１項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前

年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第２３条　農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

第２５条　市街化区域農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第１０条の規定の例に

年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第２３条　農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

第２５条　市街化区域農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第１０条の規定の例に

より算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。	より算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。
２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和４年度分及び令和５年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
（宅地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義） 第２６条　略	（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義） 第２６条　略

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例参照条文

○地方税法（地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前のもの）

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第三条　地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

２　地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（調整控除）

第三百十四条の六　市町村は、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第三百十四条の三の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一　当該納税義務者の第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額

イ　五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

略

ロ　当該納税義務者の合計課税所得金額

二　当該納税義務者の合計課税所得金額が二百万円を超える場合　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が五万円を下回る場合には、五万円とする。）の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額

イ　五万円に、当該納税義務者が前号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ　当該納税義務者の合計課税所得金額から二百万円を控除した金額

（外国税額控除）

第三百十四条の八　市町村は、所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第百六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額及び同法第百六十五条の六第一項の控除限度額並びに第三十七条の三の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を、その者の第三百十四条の三及び前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第三百十四条の九　市町村は、所得割の納税義務者が、第三百十三条第十三項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について前章第一節第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第十五項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三を乗じて得た金額を、その者の第三百十四条の三及び前三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付しなければならない。この場合において、当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税若しくは森林環境税又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金（以下この項において「市町村徴収金」という。）があるときは、第十七条の二の二の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該還付をすべき市町村の長に対し、当該還付をすべき金額（市町村徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により市町村徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

３　第三十七条の四の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、当該控除することができなかつた金額を第一項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

（固定資産税の課税標準等の特例）

第三百四十九条の三　略

２

～　略

８

９　日本放送協会が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（土地又は家屋にあつては、土地課税台帳等若しくは家屋課税台帳等に登録された基準年度に係る賦課期日における価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格をいい、償却資産にあつては、償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下同じ。）の二分の一の額とする。この場合において、当該固定資産税に係る償却資産は、第三百四十一条第四号の規定にかかわらず、同号の償却資産で放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第七十四条第一項の財産目録に登録されるべきものとする。

１０　略

１１　文化財保護法第五十八条第一項に規定する登録有形文化財又は同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財である家屋、同法第百三十三条に規定する登録記念物である家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地並びに同法第百三十四条第一項に規定する重要文化的景観を形成している家屋で政令で定めるもの及び当該家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

１２

～　略

２０

２１　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接機構法第十四条第一項第一号に規定する業務（旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）の用に供する土地（第三百四十八条第二項第三十六号に掲げる土地を除く。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一（当該土地のうちほ場の用に供するものにあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一）の額とする。

２２

～　略

３２

３３　景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物のうち、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条２に規定する世界遺産一覧表に記

載された家屋及び償却資産で総務大臣が指定するもの並びに当該家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例）

第三百四十九条の三の二　専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの（前条（第十一項を除く。）の規定の適用を受けるもの並びに空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第十三条第二項の規定により所有者等（同法第五条に規定する所有者等をいう。以下この項において同じ。）に対し勧告がされた同法第十三条第一項に規定する管理不全空家等及び同法第二十二条第二項の規定により所有者等に対し勧告がされた同法第二条第二項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く。以下この条、次条第一項、第三百五十二条の二第一項及び第三項並びに第三百八十四条において「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条及び前条第十一項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

2　住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの（以下この項において「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、前条第十一項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

一　住宅用地でその面積が二百平方メートル以下であるもの　当該住宅用地

二　住宅用地でその面積が二百平方メートルを超えるもの　当該住宅用地の面積を当該住宅用地の上に存する住居で政令で定めるものの数（以下この条及び第三百八十四条第一項において「住居の数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該住居の数を乗じて得た面積に相当する住宅用地

3　前項に規定する住居の数の認定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例）

第七百二条の三　第三百四十九条の三の二第一項又は第三百四十九条の三の三第一項（同条第二項において準用する場合及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

2　第三百四十九条の三の二第二項の規定又は第三百四十九条の三の三第一項の規定により読み替えて適用される第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第七百二条第一項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

附　則

第五条の四の二　略

2

〜　略

4

5　市町村は、平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。）において、前条第六項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十

四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額（当該金額が五万八千五百円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、七万八千円）を超える場合には、五万八千五百円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、七万八千円）。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一　当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十九項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二　当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条若しくは第百六十五条の六の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

6

～　略

8

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第五条の五　略

2　第三百十四条の七の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の納税義務者が、同条第十一項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第五項、附則第三十三条の三第五項、附則第三十四条第四項、附則第三十五条第五項、附則第三十五条の二第五項、附則第三十五条の二の二第五項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるときは、第三百十四条の七第十一項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第二項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

一　第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合　当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三百十四条の七第十一項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二　第三百十四条の三第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合　当該課税退職所得金額について、第三百十四条の七第十一項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三　前年中の所得について附則第三十三条の三第五項の規定の適用を受ける場合　百分の五十

四　前年中の所得について附則第三十五条第五項の規定の適用を受ける場合　百分の六十

五　前年中の所得について附則第三十三条の二第五項、附則第三十四条第四項、附則第三十五条の二第五項、附則第三十五条の二の二第五項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受ける場合　百分の七十五

第五条の六　略

2　平成二十六年度から令和二十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第十一項並びに前条第二項（これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三百十四条の七第十一項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

第七条の二　略

2　略

3　略

4　市町村は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第十二項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、申告特例控除額を当該納税義務者の第三百十四条の七第一項及び第十一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第十一条の五　宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第三項において同じ。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第七十三条の十三第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2　略

3　略

（固定資産税等の非課税）

第十四条　市町村は、平成十八年度から令和七年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号ロに規定する事業）の用に供する固定資産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第一項第一号若しくは第十号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

2　市町村は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち政令で定める区域において都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルに対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

3　第一項の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五条第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条」とあるのは「第三百四十八条又は附則第十四条」と、「同条の規定」と

あるのは「これらの規定」とする。

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条　略

２

～　略

２４

２５　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第三項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備（以下この項において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）であつて、令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定再生可能エネルギー発電設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備　当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）を乗じて得た額

イ　太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備（以下この号及び次号ハにおいて「認定発電設備」という。）であるものを除く。次号イにおいて「特定太陽光発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ロ　風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。次号ロにおいて「特定風力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

ハ　地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号ロにおいて「特定地熱発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ニ　バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号ハにおいて「特定バイオマス発電設備」という。）で同号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のもの

二　次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備　当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三）を乗じて得た額

イ　特定太陽光発電設備（前号イに掲げるものを除く。）

ロ　特定風力発電設備（前号ロに掲げるものを除く。）

ハ　水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。次号イにおいて「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

三　次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備　当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額

イ　特定水力発電設備（前号ハに掲げるものを除く。）

ロ　特定地熱発電設備（第一号ハに掲げるものを除く。）

ハ　特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模未満のもの

２６

～　略

３１

３２　平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始

対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（補助開始日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分（その者（当該特定事業所内保育施設について最初に当該政府の補助を受けた者に限る。）がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開始日が一月一日である場合における同日を賦課期日とする年度分に限る。）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内で市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

３３　都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。）が都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三条に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五条第一項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の一月一日（当該設置した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

３４

～　略

４１

４２　次に掲げる施設のうち、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の一）を乗じて得た額とする。

一　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十五条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

二　下水道法第二十五条の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五条の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

４３　令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に特定都市河川浸水被害対策法第五十三条第一項の規定により指定された貯留機能保全区域（以下この項において「貯留機能保全区域」という。）内にある土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、貯留機能保全区域として指定された日の属する年の翌年の一月一日（当該指定された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

４４

～　略

４６

（日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条の二　次に掲げる固定資産のうち昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この項において「旧交納付金法」という。）附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の適用があつた償却資産（これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二、第三百四十九条の三第一項、第十二項若しくは第十四項の規定又は前条第十二項の規定にかかわらず、旧交納付金法附則第十七項の規定中「第四条第五項の額」とあるのは、「第三条第二項の価格」と読み替えた場合における同項の規定による算定方法に準じ、総務省令で定めるところにより算定した額とする。

一　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社（以下この条及び次条において「旅客会社」という。）若しくは同法第一条第二項に規定する貨物会社（以下この項及び次条において「貨物会社」という。）、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社（次号において「平成十三年新会社」という。）又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（次号において「平成二十七年新会社」という。）が所有する日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した固定資産（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第二条に規定する旅客鉄道株式会社が同条の規定により同法第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構から譲り受けた固定資産を含む。）で鉄道事業の用に供されるもの

二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつ、旅客会社若しくは貨物会社、平成十三年新会社又は平成二十七年新会社に有償で貸し付けた鉄道施設の用に供する固定資産のうち、昭和六十二年三月三十一日において日本国有鉄道に有償で貸し付けていたもの

２　旅客会社が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第三号若しくは第六号の規定に基づき借り受け、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号の規定に基づき利用し、若しくは鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものから借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十八年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三第一項、第十二項から第十四項まで若しくは第二十四項、前条第十二項若しくは第二十六項又は前項の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

第十五条の三　旅客会社又は貨物会社が所有する日本国有鉄道改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した固定資産で政令で定めるもの（昭和六十二年三月三十一日において国鉄関連改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二号又は第二十七号の規定の適用があつた固定資産に限る。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十八年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の三の額（前条第一項又は第二項の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の五分の三の額）とする。

（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額）

第十五条の七　市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に新築された同法第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅（以下この条及び附則

第十五条の九の二において「認定長期優良住宅」という。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項又は次条の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2　市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に新築された認定長期優良住宅のうち中高層耐火建築物である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第一項、第三項又は第四項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

3　前二項の規定は、認定長期優良住宅の所有者から、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の一月三十一日までの間に、総務省令で定める書類を添付して、当該認定長期優良住宅につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

4　略

（耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額）

第十五条の九　市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅のうち、平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日までの間に政令で定める耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この条から附則第十五条の十までにおいて同じ。）が行われたものであつて、地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（同条第一項において「耐震基準」という。）に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項から第三項までにおいて「耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、次条第一項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合を除き、当該耐震改修が平成十八年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から三年度分、当該耐震改修が平成二十二年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分、当該耐震改修が平成二十五年一月一日から令和六年三月三十一日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分（当該耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七条第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。）であつた場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分）の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額す

るものとする。

2　前項の規定は、耐震基準適合住宅に係る固定資産税の納税義務者から、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該耐震基準適合住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る耐震基準適合住宅につき第一項の規定を適用することができる。

4　市町村は、新築された日から十年以上を経過した住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。以下この条及び次条において「特定居住用部分」という。）において平成二十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に高齢者、障害者その他の政令で定める者（以下この項、次項及び第八項において「高齢者等」という。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「居住安全改修工事」という。）が行われたもの（第八項において「改修住宅」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項、第六項及び第七項において「高齢者等居住改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第一項又は次条第一項若しくは第四項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該居住安全改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額（第九項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅その他の政令で定める高齢者等居住改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の一に相当する額を当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

5　市町村は、新築された日から十年以上を経過した区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において平成二十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に居住安全改修工事が行われたもの（第八項において「改修専有部分」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項から第七項までにおいて「高齢者等居住改修専有部分」という。）の区分所有者が当該高齢者等居住改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第一項、次条第一項若しくは第五項若しくは附則第十五条の九の三第一項の規定の適用がある場合又は当該高齢者等居住改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第三百五十二条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（第十項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修専有部分その他の政令で定める高齢者等居住改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の一に相当する額を同条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額するものとする。

6　前二項の規定は、高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

7　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分につき第四項又は第五項の規

定を適用することができる。

8　第四項又は第五項の場合において、改修住宅又は改修専有部分の特定居住用部分に高齢者等が居住しているかどうかの判定は、第六項の申告書が提出された時の現況による。

9　市町村は、平成二十六年四月一日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、特定居住用部分において令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事その他の工事で政令で定めるもの（以下この項から第十一項まで及び次条第四項から第六項までにおいて「熱損失防止改修工事等」という。）が行われたもの（以下この項、第十一項及び第十二項において「熱損失防止改修等住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第一項又は次条第一項若しくは第四項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該熱損失防止改修工事等が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額（第四項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等住宅その他の政令で定める熱損失防止改修等住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の一に相当する額を当該熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

10　市町村は、平成二十六年四月一日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事等が行われたもの（以下この条において「熱損失防止改修等専有部分」という。）の区分所有者が当該熱損失防止改修等専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第一項、次条第一項若しくは第五項若しくは附則第十五条の九の三第一項の規定の適用がある場合又は当該熱損失防止改修等専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第三百五十二条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（第五項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等専有部分その他の政令で定める熱損失防止改修等専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の一に相当する額を同条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額するものとする。

11　前二項の規定は、熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

12　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分につき第九項又は第十項の規定を適用することができる。

（耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額）

第十五条の九の二　市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅のうち、平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に政令で定める耐震改修が行われたものであつて、認定長期優良住宅（政令で定めるものに限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）に該当することとなつたもの（以下この項から第三項までにおいて「特定耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該

特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る特定耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である特定耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する特定耐震基準適合住宅その他の政令で定める特定耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。以下この項において「特例適用対象税額」という。）の三分の二に相当する額（当該特定耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七条第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。）であつた場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税については特例適用対象税額の三分の二に相当する額とし、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度の翌年度分の固定資産税については特例適用対象税額の二分の一に相当する額とする。）を当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2　略

3　略

4　市町村は、平成二十六年四月一日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、特定居住用部分において令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事等が行われたものであつて、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの（以下この条において「特定熱損失防止改修等住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第一項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該熱損失防止改修工事等が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額（特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修等住宅その他の政令で定める特定熱損失防止改修等住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の二に相当する額を当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

5　市町村は、平成二十六年四月一日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事等が行われたものであつて、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの（以下この条において「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」という。）の区分所有者が当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第一項若しくは次条第一項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第三百五十二条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修等住宅専有部分その他の政令で定める特定熱損失防止改修等住宅専有部分にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の二に相当する額を同条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額するものとする。

6　略

7　略

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額）

第十五条の九の三　市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号に規定するマンションであつて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するものをいう。以下この項において同じ。）のうち、同法第五条の二第一項の規定による助言若しくは指導を受けた

同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第五条の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものが行われたもの（当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンション」という。）に係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、附則第十五条の九第一項若しくは前条第一項の規定の適用がある場合又は当該特定マンションが既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額（この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とする。）の三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2　略

3　略

（耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額）

第十五条の十　市町村は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋（同法第七条又は同項の規定による報告があつたものに限り、同法第八条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第十二条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となつたものを除く。）のうち平成二十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「耐震基準適合家屋」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該部分に係る当該耐震改修に要した費用の額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の百分の五に相当する額を超える場合には、当該百分の五に相当する額）の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の百分の五に相当する額を超える場合には、当該百分の五に相当する額）とする。）の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2　略

3　略

（令和四年度又は令和五年度における土地の価格の特例）

第十七条の二　当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市町村長が次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格（以下この項において「修正前の価格」という。）を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正前の価格を総務大臣が定める基準（以下「修正基準」という。）により修正した価格（当該土地が同表の第二号若しくは第四号に掲げる土地である場合における令和四年度分の固定資産税又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における令和五年度分の固定資産税にあつては、当該土地の類似土地の当該年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とする。以下「修正価格」と

いう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

略

2　令和四年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地（以下この項において「令和四年度適用土地」という。）又は前項の表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が令和四年度適用土地であるもの（以下この項において「令和四年度類似適用土地」という。）であつて、令和五年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、修正された価格（令和四年度適用土地にあつては当該令和四年度適用土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和四年度適用土地が前項の表の第三号又は第五号に掲げる土地に該当するに至つた場合には、当該令和四年度適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格）をいい、令和四年度類似適用土地にあつては当該令和四年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

3

〳　略

10

第十八条の三　附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（第三項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、附則第十七条第六号に規定する前年度課税標準額は、同号イの規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

略

2　前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　令和三年度　次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る令和二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ　令和二年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

二　令和四年度　次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る令和三年度分

の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ　令和三年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三　令和五年度　次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ　令和四年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

3　附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和三年度に係る賦課期日において第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が令和二年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和三年度類似用途変更宅地等」という。）、同条第六項第三号に掲げる宅地等で令和四年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が令和三年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和四年度類似用途変更宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和五年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が令和四年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和五年度類似用途変更宅地等」という。）に係る附則第十七条第七号に規定する比準課税標準額は、同号の規定にかかわらず、令和三年度類似用途変更宅地等に係る令和三年度分の固定資産税にあつては第一号に掲げる額、令和四年度類似用途変更宅地等に係る令和四年度分の固定資産税にあつては第二号に掲げる額、令和五年度類似用途変更宅地等に係る令和五年度分の固定資産税にあつては第三号に掲げる額とする。

一　当該令和三年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和三年度類似用途変更宅地等が令和三年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和二年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第一号において「令和二年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和二年度類似課税標準額の総額を当該令和二年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

二　当該令和四年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和四年度類似用途変更宅地等が令和四年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和三年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第二号において「令和三年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和三年度類似課税標準額の総額を当該令和三年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

三　当該令和五年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和五年度類似用途変更宅地等が令和五年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和四年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第三号において「令和四年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和四年度類似課税標準額の総額を当該令和四年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

4　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二　令和二年度類似課税標準額　次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる令和二年度類似特定用途宅地等以外の令和二年度類似特定用途宅地等　当該令和二年度類似特定用途宅地等に係る令和二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和二年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ　令和二年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法附則第十八条の規定の適用を受ける令和二年度類似特定用途宅地等　当該令和二年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該令和二年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

二　令和三年度類似課税標準額　次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる令和三年度類似特定用途宅地等以外の令和三年度類似特定用途宅地等　当該令和三年度類似特定用途宅地等に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和三年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ　令和三年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける令和三年度類似特定用途宅地等　当該令和三年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該令和三年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三　令和四年度類似課税標準額　次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる令和四年度類似特定用途宅地等以外の令和四年度類似特定用途宅地等　当該令和四年度類似特定用途宅地等に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和四年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ　令和四年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける令和四年度類似特定用途宅地等　当該令和四年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該令和四年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

5　令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る附則第十七条及び第十八条並びに前各項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

（市街化区域農地に対して課する平成六年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第十九条の三　略

2

〜　略

4

5　第一項に規定する平成五年度適用市街化区域農地とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）による改正前の地方税法（以下「平成五年改正前の地方税法」という。）附則第二十九条の六第一項に規定する都又は市の区域内に所在する市街化区域農地で、当該市街化区域農地に対して課する平成五年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる同法第二条の規定による改正前の地方税法附則第十九条の三第一項（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）又は平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものをいう。

6　略

第二十五条の三　附則第二十五条第六項において読み替えられた附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（第三項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の都市計画税については、附則第十七条第六号に規定する前年度課税標準額は、同号ロの規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

略

2　前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　令和三年度　次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る令和二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ　令和二年度分の都市計画税について令和三年改正前の地方税法附則第二十五条の規定の適用を受ける特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

二　令和四年度　次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ　令和三年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地

であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三　令和五年度　次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ　令和四年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

3　附則第二十五条第六項において読み替えられた附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和三年度に係る賦課期日において第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が令和二年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和三年度類似用途変更宅地等」という。）、同条第六項第三号に掲げる宅地等で令和四年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が令和三年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和四年度類似用途変更宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和五年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が令和四年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和五年度類似用途変更宅地等」という。）に係る附則第十七条第七号に規定する比準課税標準額は、同号の規定にかかわらず、令和三年度類似用途変更宅地等に係る令和三年度分の都市計画税にあつては第一号に掲げる額、令和四年度類似用途変更宅地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては第二号に掲げる額、令和五年度類似用途変更宅地等に係る令和五年度分の都市計画税にあつては第三号に掲げる額とする。

一　当該令和三年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和三年度類似用途変更宅地等が令和三年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和二年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第一号において「令和二年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和二年度類似課税標準額の総額を当該令和二年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

二　当該令和四年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和四年度類似用途変更宅地等が令和四年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和三年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第二号において「令和三年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和三年度類似課税標準額の総額を当該令和三年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

三　当該令和五年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和五年度類似用途変更宅地等が令和五年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和四年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第三号において「令和四年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和四年度類似課税標準額の総額を当該令和四年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課

税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

4　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　令和二年度類似課税標準額　次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる令和二年度類似特定用途宅地等以外の令和二年度類似特定用途宅地等　当該令和二年度類似特定用途宅地等に係る令和二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和二年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ　令和二年度分の都市計画税について令和三年改正前の地方税法附則第二十五条の規定の適用を受ける令和二年度類似特定用途宅地等　当該令和二年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該令和二年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

二　令和三年度類似課税標準額　次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる令和三年度類似特定用途宅地等以外の令和三年度類似特定用途宅地等　当該令和三年度類似特定用途宅地等に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和三年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ　令和三年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける令和三年度類似特定用途宅地等　当該令和三年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該令和三年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三　令和四年度類似課税標準額　次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる令和四年度類似特定用途宅地等以外の令和四年度類似特定用途宅地等　当該令和四年度類似特定用途宅地等に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和四年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ　令和四年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける令和四年度類似特定用途宅地等　当該令和四年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該令和四年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

5　令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の都市計画税に係る附則第十七条及び第二十五条並びに前各項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条　次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一　第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物　同号の規定

により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二　その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）　同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三　その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）　同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律

（長期優良住宅建築等計画等の認定）

第五条　略

2　略

3　略

4　住宅（複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る。）の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等（建物の区分所有等に関する法律第三条若しくは第六十五条に規定する団体について同法第二十五条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者又は同法第四十七条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による法人について同法第四十九条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により置かれた理事をいう。以下同じ。）において当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしようとする者（第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所有住宅分譲事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

5

〜　略

8

○地方税法施行令

（法第五百九十六条第二号の政令で定める額）

第五十四条の三十八　法第五百九十六条第二号に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一　固定資産課税台帳に固定資産税の課税標準となるべき価格が登録されている土地（地目の変換その他特別の事情により当該土地の価格によりがたいものを除く。）　当該価格

二　前号に掲げる土地以外の土地　当該土地の取得者からの申出に基づき、又は職権で、当該土地の取得があつた日の属する年の四月一日を初日とする年度分の当該土地に類似する土地の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格として、法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて市町村長が定める価格

2　市町村長は、前項第一号の価格について土地の取得者からの照会があり、又は同項第二号の規定により当該土地の価格を定めた場合には、遅滞なく、その価格を当該土地の取得者に通知しなければならない。

附　則

（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）

第十二条　略

2

〜　略

18

19　法附則第十五条の九第一項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準は、建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議し

て定める地震に対する安全性に係る基準とする。

２０

～　略

５２

（平成六年度以降において新たに市街化区域農地となる場合の政令で定める事情等）

第十四条の二　法附則第十九条の三第二項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一　地目の変換

二　公有水面の埋立て又は干拓による土地の造成

２　法附則第十九条の三第三項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）第一条の規定による改正前の都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたこと。

二　当該市町村の区域内において市街化区域の変更があつたこと。

三　生産緑地である農地に該当しないこととなつたこと。

四　前条第一項各号に掲げる農地に該当することとなつたこと。

五　前条第二項各号に掲げる農地に該当しないこととなつたこと。

３　法附則第十九条の三第三項に規定する政令で定める事情は、第一項各号に掲げる事情とする。

４　法附則第十九条の三第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める事由は、第二項各号に掲げる事由とする。

○地方税法施行規則（地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和６年総務省令第３７号）第１条の規定による改正前のもの）

附　則

（政令附則第十二条の割合の補正等）

第七条　略

２　略

３　法附則第十五条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写しとする。

４　政令附則第十二条第十二項第一号イに規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一　外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。

二　屋根が、建築基準法施行令第百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

三　天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。

四　前三号に掲げるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

５

～　略

７

８　法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。次項及び第十一項において同じ。）を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一　法附則第十五条の九第六項に規定する納税義務者の住民票の写し

二　次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　政令附則第十二条第二十三項第一号に掲げる者　その者の住民票の写し

ロ　政令附則第十二条第二十三項第二号に掲げる者　その者の介護保険法第十二条第三項に規定する被保険者証の写し

ハ　政令附則第十二条第二十三項第三号に掲げる者　同号に該当する旨を証する書類の写し

三　次に掲げるいずれかの書類

イ　法附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事に係る明細書（当該居住安全改修工事の内容及び費用を確認することができるものに限る。）、当該居住安全改修工事が行われた箇所を撮影した写真及び工事費用を支払つたことを確認することができる領収証

ロ　法附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事が行われた旨を証する書類

四　政令附則第十二条第二十四項に規定する補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書類

五　前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

９　法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一　法附則第十五条の九第十一項に規定する納税義務者の住民票の写し

二　法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

三　政令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

四　前三号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

１０　法附則第十五条の九の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写し

二　法附則第十五条の九の二第一項に規定する耐震改修が行われた旨及び当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

三　前二号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

１１　法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一　法附則第十五条の九の二第六項に規定する納税義務者の住民票の写し

二　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写し

三　法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われた旨及び法附則第十五条の九の二第四項に規定する住宅又は同条第五項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分が認定長期優良住宅に該当することとなつた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

四　政令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

五　前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

１２　第八項から前項までの規定にかかわらず、市町村長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

１３

～　略

１５

１６　法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

二　政令附則第十二条第四十八項第一号イに該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議し

て定める書類

三　政令附則第十二条第四十八項第一号ロに該当する旨を証する書類

四　次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション　政令附則第十二条第四十八項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

ロ　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

五　前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

１７　法附則第十五条の十第一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、建築物耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る補助とする。

１８　略

１９　略

○茅ヶ崎市市税条例（茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（令和６年茅ヶ崎市条例第２０号）の規定による改正前のもの）

（所得割の税率）

第２５条の４　所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、１００分の６を乗じて得た金額とする。

２　前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

（寄附金税額控除）

第２５条の８　所得割の納税義務者が、前年中に法第３１４条の７第１項第１号若しくは第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第２５条の４及び法第３１４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)　所得税法第７８条第２項第２号及び第３号に掲げる寄附金のうち、神奈川県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金

(2)　所得税法第７８条第３項に規定する特定公益信託（神奈川県知事又は神奈川県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭で同項の規定により特定寄附金とみなされるもの

(3)　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１８の２第１項に規定する認定特定非営利活動法人等（事務所を神奈川県内に有するものに限る。）に対する寄附に係る支出金で同項の規定により特定寄附金とみなされるもの（その寄附に係る支出をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）

(4)　別表に掲げる特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第１項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であって同表の右欄に定める期間内に支出されたもの（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

２　前項の特例控除額は、法第３１４条の７第１１項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の納期）

第２８条　普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

第１期　６月１日から同月末日まで

第２期　８月１日から同月末日まで

第３期　１０月１日から同月末日まで

第４期　翌年１月１日から同月末日まで

２　市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

３　前２項の規定による各納期の納付額は、年額を当該納期の数で除して得た額とする。ただし、その除して得た額に端数がある場合は、その端数は最初の納期分でこれを徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第２８条の６　個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する第２８条第１項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

２　法第３２１条の６第１項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第２８条の７　個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第３２１条の７の２第１項の老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢６５歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者として次に掲げる者を除く。以下「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第２８条の１０において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第２８条の２第１項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第２８条の１０において同じ。）の２分の１に相当する額（以下「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1)　当該年度分の老齢等年金給付の年額が１８０，０００円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１３５条第５項に規定する特別徴収対象被保険者でない者

(2)　特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

２　前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第２８条第１項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

（特別徴収義務者）

第２８条の８　前条第１項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務

者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第３２１条の７の４第２項の特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。）の支払をする者（次条第１項において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第２８条の１０　当該年度の初日の属する年の前年の１０月１日からその翌年の３月３１日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第２項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第２８条の２第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の２分の１に相当する額をいう。次条第２項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

２　当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第２８条の７第１項の規定の適用がある場合における同項並びに第２８条の８及び前条の規定の適用にあっては、第２８条の７第１項中「の２分の１に相当する額」とあるのは、「から第２８条の１０第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第２項の規定は、適用しない。

３　第２８条の８及び前条の規定は、第１項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第２８条の８中「前条第１項」とあるのは「第２８条の１０第１項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第１項及び第２項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日」とあるのは「からその日の属する年の９月３０日」と読み替えるものとする。

（固定資産税の免税点）

第３７条　同一の者について市の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては３００，０００円、家屋にあっては２００，０００円、償却資産にあっては１，５００，０００円に満たない場合においては固定資産税を課さない。

（特別土地保有税の税額）

第８４条の７　特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第５９９条第１項第１号の特別土地保有税　同条第２項第１号の課税標準額に第８４条の５の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同号の土地に対して課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１００分の１．４を乗じて得た額の合計額を控除した額

(2) 法第５９９条第１項第２号又は第３号の特別土地保有税　それぞれ、同条第２項第２号又は第３号の課税標準額に第８４条の５の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第２号又は第３号の土地の取得に対して県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格（法第５９９条第１項第２号又は第３号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合には、政令第５４条の３８に規定する価格）に１００分の４を乗じて得た額の合計額を控除した額

（遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額）

第８４条の１３　遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額は、法第６２５条第２項の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、同項の遊休土地である土地に対して課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１００分の１．４を乗じて得た額の合計額（当該遊休土地である土地のうちに土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合にあっては、当該

合計額に当該土地に対して課すべき当該年度分の第８４条の７第１号に規定する法第５９９条第１項第１号の特別土地保有税の税額の合計額を加えた額）を控除した額とする。

附　則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第２条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第２５条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５０，０００円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１００，０００円を加算した金額（その者が同一生計配偶者及び扶養親族を有する場合には、当該金額に３２０，０００円を加算した金額）以下である者に対しては、第１６条第１項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

２　当分の間、法附則第３条の３第５項に規定するところにより控除すべき額を、第２５条の４及び法第３１４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（土地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第５条　次条から第１５条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1) 農地　法附則第１７条第１号

(2) 宅地等　法附則第１７条第２号

(3) 住宅用地　法附則第１７条第３号

(4) 商業地等　法附則第１７条第４号

(5) 負担水準　法附則第１７条第８号イ及びロ

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額　法附則第１８条第６項（附則第９条の場合には法附則第１９条第２項において準用する法附則第１８条第６項、附則第１１条の場合には法附則第１９条の４第３項において準用する法附則第１８条第６項）

(7) 市街化区域農地　法附則第１９条の２第１項

(8) 平成５年度適用市街化区域農地　法附則第１９条の３第５項

4　空港を設置している市町村に係る前項の規定により按分した数が当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数の二分の一の数に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該旅客数の二分の一の数を当該空港を設置している市町村に係る按分旅客数とする。この場合において、空港を設置している市町村以外の市町村については、他の二分の一の数について同項の規定の例により按分した数を当該市町村に係る按分旅客数とする。

第二条第一項中「航空機（」の下に「各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除き、」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第三条の見出しを「（空港関係市町村に係る延べ重量及び旅客数並びに世帯数の算定）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第二条第三項本文に規定する延べ重量は、前年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間に着陸した航空機に係る延べ重量とする。ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る延べ重量については、総務大臣が定める重量とする。

第三条第二項中「以前六月以内」を「前六月以内」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二条第三項本文に規定する旅客数は、前年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間に離着陸した航空機に係る旅客数とする。ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る旅客数については、総務大臣が定める数とする。

第四条の見出しを「（空港関係市町村に係る延べ重量及び旅客数並びに世帯数の補正）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

前条の規定により算定した延べ重量及び旅客数並びに世帯数は、次項から第八項までに規定する方法により補正するものとする。

2　延べ重量は、次表の上欄に掲げる重量の区分により当該延べ重量を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た重量の合計重量を当該延べ重量で除して得た率を乗じて補正するものとする。

重量	率
四万トン以下の重量	一・五
四万トンを超え二十万トン以下の重量	一・二五
二十万トンを超え百万トン以下の重量	一・〇
百万トンを超え五百万トン以下の重量	〇・七五
五百万トンを超え二千五百万トン以下の重量	〇・五
二千五百万トンを超える重量	〇・二五

第四条第七項中「によつて」を「により」に、「以下本項」を「以下この項」に、「第五項から本項まで」を「第六項からこの項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「によつて補正された着陸料の収入額」を「により補正された延べ重量及び旅客数」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項の規定によつて補正された着陸料の収入額」を「第二項の規定により補正された延べ重量及び前項の規定により補正された旅客数」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　旅客数は、次表の上欄に掲げる人数の区分により当該旅客数を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た数の合計数を当該旅客数で除して得た率を乗じて補正するものとする。

人数	率
十二万人以下の人数	一・五
十二万人を超え六十万人以下の人数	一・二五
六十万人を超え三百万人以下の人数	一・〇
三百万人を超え千五百万人以下の人数	〇・七五
千五百万人を超え七千五百万人以下の人数	〇・五
七千五百万人を超える人数	〇・二五

第四条の二の見出し中「着陸料の収入額」を「延べ重量及び旅客数」に改め、同条中「第二条第一項第一号の着陸料の収入額」を「第二条第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数」に改める。

第五条中「着陸料の収入額及び」を「延べ重量及び旅客数並びに」に改める。

第六条第一項中「着陸料の収入額」を「延べ重量若しくは旅客数」に、「本項」を「この項」に、「によつて」を「により」に改め、同項の算式を次のように改める。

算式

$$\frac{1}{4}A\times\frac{C}{B+C}+\frac{1}{4}A\times\frac{E}{D+E}+\frac{1}{2}A\times\frac{G}{F+G}$$

第六条第一項の算式の符号を次のように改める。

算式の符号

A　錯誤があつた期に空港関係市町村に譲与された航空機燃料譲与税の総額

B　錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る延べ重量の合計重量

C　当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した延べ重量－当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた延べ重量

D　錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る旅客数の合計数

E　当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した旅客数－当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた旅客数

F　錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る世帯数の合計数

G　当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した世帯数－当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた世帯数

第六条第二項中「によつて」を「により」に、「着陸料の収入額及び」を「延べ重量及び旅客数並びに」に改め、同条第三項中「着陸料の収入額」を「延べ重量若しくは旅客数」に改め、「「各空港」とあるのは「各空港関係都道府県」と」を削る。

附則第二項中「第三条第二項本文」を「第三条第三項本文」に、「第四条第五項及び第六項」を「第四条第六項及び第七項」に、「によつて」を「により」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行規則附則第十五条第二項、第十六条第二項、第二十条第五項及び第二十二条の二の改正規定並びに同令第十七号様式別表記載要領の改正規定　令和七年一月一日

二　第一条中地方税法施行規則第三条の十五及び第四条の改正規定並びに同令附則第二条の六の二の次に一条を加える改正規定、同令附則第二条の八及び第二条の九の改正規定、同令附則第二条の十の改正規定（「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十三項」に改める部分に限る。）、

項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十三項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十二項の次に次の三項を加える。

43　法附則第十五条第十八項第二号に規定する設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。

一　エタノール製造設備（エタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、粉砕器、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、精製装置、熱交換器、冷却装置、貯蔵装置、ボイラー、脱臭装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

二　脂肪酸メチルエステル製造設備（脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち中小事業者等が新設したもの

44　法附則第十五条第十八項第三号に規定する水素その他の総務省令で定める成分は、水素、一酸化炭素及びメタンとする。

45　法附則第十五条第十八項第三号に規定するガスを製造するための設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。

一　利用促進法施行令第二条第五号に掲げる水素、一酸化炭素及びメタンを主成分とするガスを製造する設備で、ガス化炉、精製装置及び貯蔵装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

二　利用促進法施行令第二条第六号に掲げるメタンを製造する設備で、発酵装置及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

附則第七条中第十九項を第二十項とし、第十三項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　法附則第十五条の七第四項に規定する通知を受けたことを証する書類として総務省令で定めるものは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第九条に規定する通知書の写しとする。

附則第八条の二の二中「又は第四項」を削り、「同条第三項」を「同項」に改める。

附則第十二条の三第三項の表以外の部分中「次の表の上欄」を「法附則第三十三条第五項に規定する経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項に規定する経営改善等臨時措置に係る事業の用に供する施設については、次の表第一号から第十四号まで」に、「とする」を「とし、法附則第三十三条第五項に規定する特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項に規定する調達安定化措置に係る事業の用に供する施設については、同表第十五号に掲げる業種の区分に応じ、同号下欄に掲げる施設とする」に改め、同項の表第十一号中「キャンディー製造業」を「キャンディー又は」に改め、同表に次のように加える。

十五　小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品を原材料として使用する食品製造業	小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品（特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項に規定する代替原材料を含む。）を原材料として使用して生産される農産加工品の生産の用に供する設備を有する施設

附則第十二条の三第四項中「子ども・子育て支援法」の下に「（平成二十四年法律第六十五号）」を加える。

附則第十五条第二項及び第十六条第二項中「第十一条の三第七項各号」を「第十一条の三第十項各号」に改める。

附則第二十条第五項中「特定株式の譲渡による」を「特定株式の譲渡（同条第六項第一号又は第二十三項第一号に規定する譲渡をいう。）による」に改める。

附則第二十二条の二第二項中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第三項第二号中「第四条の二第二項第二号」を「第四条第二項第二号」に改め、同条第五項中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第六項第二号中「第四条の二第二項第二号」を「第四条第二項第二号」に改める。

第一号の三様式備考２中「において は」を「には」に改め、「であること」の次に「、法附則第５条の８の規定による個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除が行われた場合には、同条の規定により控除した額及び控除しきれなかった額」を加える。

第十七号様式別表記載要領10㋑中「第41条第14項」を「第41条第16項」に改め、同表記載要領10㋒中「第13項若しくは第16項」を「第15項若しくは第18項」に、「同条第13項」を「同条第15項」に、「同条第16項」を「同条第18項」に改め、同表記載要領14中「第41条の３の４第１項」を「第41条の３の12第１項」に、「第41条の３の３第１項」を「第41条の３の11第１項」に改める。

第二十五号様式記載要領８中「土地の所在」を「家屋の所在」に、「地番」を「家屋番号」に改める。

第三十二号様式記載要領４(1)中「専用住宅、共同住宅、寄宿舎、併用住宅、ホテル、団体旅館、簡易旅館、普通旅館、料亭、事務所、銀行、店舗、劇場、病院、工場、倉庫、附属家、簡易附属家、土蔵」を「戸建形式住宅、集合形式住宅、事務所、店舗、劇場、病院、ホテル、旅館、劇場、工場、倉庫」に改め、同記載要領４(2)中「事務所、店舗、百貨店、住宅、アパート、病院、ホテル、劇場・娯楽場用等のホール型建物、工場、倉庫、市場」を「戸建形式住宅、集合形式住宅、事務所、店舗、病院、ホテル、工場、倉庫」に改める。

（航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正）

第二条　航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（法第二条第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数の按分の方法）」に改め、同条第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第一号イ」に、「した額」を「した重量」に、「着陸料収入按分額」を「按分延べ重量」に、「収納されるべき着陸料の収入額」を「国内航空に従事する航空機（各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除く。以下この条において同じ。）に係る延べ重量」に、「着陸料の収入額を」を「延べ重量を」に、「の額」を「の重量」に改め、同条第二項中「した額」を「した重量」に、「収納されるべき着陸料の収入額」を「国内航空に従事する航空機に係る延べ重量」に、「の額」を「の重量」に、「、前項」を「、同項」に、「当該収入額」を「当該延べ重量」に、「着陸料収入按分額」を「按分延べ重量」に、「について前項」を「について同項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　法第二条第一項第一号ロに規定する総務省令で定めるところにより按分した数（次項において「按分旅客数」という。）は、当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数（第三条第二項に規定する旅客数をいう。次項において同じ。）の三分の二の数を当該市町村の空港の面積で、他の三分の一の数を当該市町村の空港の滑走路、誘導路及びエプロンの面積で按分した数とする。

○総務省令第三十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十六号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十七号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

総務大臣　松本　剛明

地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の九の五第一項中「第十七号の二」を「第十七号の三」に改める。

第三条の十三の三の次に次の一条を加える。

（政令第十条の二の金額）

第三条の十三の四　政令第十条の二に規定する総務省令で定める金額は、会社法第四百三十一条又は第六百十四条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第七十六条第二項第三号又は第三項第三号に規定する資本剰余金の金額（同法第二条第一号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに準ずる金額）とする。

第三条の十五の見出し及び同条中「第二十条の二の十八」を「第二十条の二の十九」に改める。

第四条の見出し及び同条中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改める。

4　第一項の場合には、令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅用地等である部分（以下この項において「非住宅用地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5　前三項の規定は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第三号」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「、第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第二十二条　新法第四百六十三条の四第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第四百五十五条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽自動車税の環境性能割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第二十三条　新法第四百八十四条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第四百八十条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税については、なお従前の例による。

（鉱産税に関する経過措置）

第二十四条　新法第五百三十七条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に申告書の提出期限が到来する鉱産税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第二十五条　新法第六百十条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第六百六条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税については、なお従前の例による。

（市町村法定外普通税に関する経過措置）

第二十六条　新法第六百八十九条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第六百八十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する市町村法定外普通税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税については、なお従前の例による。

（入湯税に関する経過措置）

第二十七条　新法第七百一条の十三第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第二十八条　新法第七百一条の六十二第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七百一条の五十八第一項に規定する申告書の提出期限が到来する事業所税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した事業所税については、なお従前の例による。

2　新法附則第三十三条第五項の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和六年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和六年前の年分の個人の事業及び令和六年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第二十九条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3　平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（水利地益税等に関する経過措置）

第三十条　新法第七百三条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2　新法第七百二十二条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する水利地益税等について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した水利地益税等については、なお従前の例による。

（法定外目的税に関する経過措置）

第三十一条　新法第七百三十三条の十九第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七百三十三条の十六第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する法定外目的税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した法定外目的税については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　第五条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定は、令和七年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金について適用し、令和六年度分までの国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　第八条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法（次項及び第三項において「新航空機燃料譲与税法」という。）の規定は、令和六年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、令和五年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

2　令和六年度における新航空機燃料譲与税法第二条及び第二条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新航空機燃料譲与税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	若しくは旅客数	、旅客数
	又は世帯数	若しくは着陸料の収入額若しくは当該収入額を按分した額又は世帯数

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第十二条　新法第七十四条の二十四第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十四条の二十第一項に規定する申告書の提出期限が到来する道府県たばこ税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

第十三条　新法第九十一条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第八十七条第一項に規定する申告書の提出期限が到来するゴルフ場利用税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来したゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十四条　新法第百四十四条の四十八第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第百四十四条の四十四第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した軽油引取税については、なお従前の例による。

第十五条　七年新法附則第十二条の二の七第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、三号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、三号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第十六条　新法第百七十二条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第百六十一条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する自動車税の環境性能割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（道府県法定外普通税に関する経過措置）

第十七条　新法第二百七十九条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第二百七十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県法定外普通税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法定外普通税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第十八条　新法第三百二十八条の十二第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第三百二十八条の九第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する個人の市町村民税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新法第二百九十二条第一項（第四号に係る部分に限る。）並びに新法附則第八条第十三項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十四項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、六号施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

4　新法第三百二十一条の八第二十三項、第二十六項及び第二十七項並びに新法附則第八条第二十一項（新法第三百二十一条の八第二十七項の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十九条　所得税法等改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における附則第一条第十一号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百十四条の七第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第三号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第二十条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

第二十一条　市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十五条の三（新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

2　前項の場合には、新法附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3　第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和六年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等（以下この項において「令和六年度の宅地等」という。）、新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で令和七年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和七年度の宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和八年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和八年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。）が令和六年度の宅地等にあっては令和五年度、令和七年度の宅地等にあっては令和六年度、令和八年度の宅地等にあっては令和七年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る令和六年度の宅地等にあっては令和六年度分、令和七年度の宅地等にあっては令和七年度分、令和八年度の宅地等にあっては令和八年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

第二条第二項中「においては、同項の額の二分の一の額を同項第一号の着陸料の収入額で、他の」を「には、市町村譲与額の四分の一の額を同項第一号イの延べ重量で、市町村譲与額の他の四分の一の額を同号ロの旅客数で、市町村譲与額の」に改め、同条第三項中「第一項第一号の着陸料の収入額及び」を「第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数並びに」に改める。

第二条の二第一項中「相当する額」の下に「（次項において「都道府県譲与額」という。）」を加え、「前条第一項第一号の着陸料の収入額」を「前条第一項第一号イの延べ重量」に、「着陸料の収入額の合計額」を「延べ重量の合計重量）若しくは同号ロの旅客数（同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該旅客数の合計数」に改め、同条第二項中「においては、同項の額の二分の一の額を同項の着陸料の収入額又はその合計額で、他の」を「には、都道府県譲与額の四分の一の額を同項の延べ重量又はその合計重量で、都道府県譲与額の他の四分の一の額を同項の旅客数又はその合計数で、都道府県譲与額の」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号の着陸料の収入額」を「前条第一項第一号イの延べ重量若しくは同号ロの旅客数」に、「補正された収入額」を「補正された延べ重量若しくは旅客数」に、「同項第一号の着陸料の収入額」を「同項第一号イの延べ重量若しくは同号ロの旅客数」に改める。

第九条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項及び第二十九条中「十分の五」を「百分の五十五」に、「十分の二」を「百分の二十」に、「十分の三」を「百分の二十五」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第七十二条の八十八第一項並びに第七十二条の九十五第一項第二号及び第二項の改正規定　公布の日から起算して十日を経過した日

二　第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第十一条第一項及び第五項の改正規定、同法第一章第四節中第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の八の次に一条を加える改正規定並びに同法第十六条の四第四項及び第十二項、第七十一条の十五第一項及び第二項、第七十一条の三十六第一項及び第二項、第七十一条の五十六第一項及び第二項、第七十二条の四十七第一項及び第二項、第七十四条の二十四第一項及び第二項、第九十一条第一項及び第二項、第百四十四条の四十八第一項及び第二項、第百七十二条第二項及び第二項、第二百七十九条第一項及び第二項、第三百二十八条の十二第一項及び第二項、第四百六十三条の四第一項及び第二項、第四百八十四条第一項及び第二項、第五百三十七条第一項及び第二項、第六百十条第一項及び第二項、第六百八十九条第一項及び第二項、第七百一条の十三第一項及び第二項、第七百一条の六十二第一項及び第二項、第七百二十二条第一項及び第二項並びに第七百三十三条の十九第一項及び第二項の改正規定並びに同法附則第五条の四の二、第四十四条の三第一項及び第三項並びに第四十五条の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第四条第一項から第三項まで、第六条第三項、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十二条から第二十七条まで、第二十八条第一項、第三十条第二項及び第三十一条の規定　令和七年一月一日

三　第二条並びに附則第七条及び第十五条の規定　令和七年四月一日

四　第三条中地方税法第七十二条の二第一項第一号ロ及び第二項並びに第七十二条の二十六第九項の改正規定並びに同法附則第八条の三の三の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条第一項から第三項までの規定　令和八年四月一日

五　第一条中地方税法附則第三十三条第五項の改正規定（「令和六年六月三十日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年分」を「令和七年分」に改める部分に限る。）　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）附則ただし書に規定する規定の施行の日

六　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の改正規定並びに同法附則第八条第十一項及び第十二項の改正規定並びに附則第四条第五項及び第十八条第三項の規定　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

七　第一条中地方税法附則第三十三条第五項の改正規定（「令和六年六月三十日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年分」を「令和七年分」に改める部分を除く。）及び附則第二十八条第二項の規定　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

八　第一条中地方税法附則第十条に二項を加える改正規定（第八項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五条第三十三項の改正規定　都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

九　第一条中地方税法附則第十五条第一項の改正規定（「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「。以下この項において「流通業務総合効率化促進法」という。）第四条第一項」を「）第六条第一項」に、「流通業務総合効率化促進法第二条第二号」を「同法第四条第二号」に改める部分に限る。）　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

十　第三条（第四号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第八条第四項、第十条及び第三十七条の規定　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

十一　第三条中地方税法第三十七条の二第一項第三号及び第三百十四条の七第一項第三号の改正規定並びに同法附則第三条の二の四第一項及び第三項の改正規定並びに附則第五条及び第十九条の規定　前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（第二次納税義務に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十一条の九の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「二号施行日」という。）以後に偽りその他不正の行為により免れ、又は還付を受けた地方団体の徴収金について適用する。

（保全差押えに関する経過措置）

第三条　新法第十六条の四第四項の規定は、二号施行日以後にされる同条第一項の規定による決定について適用し、二号施行日前にされた第一条の規定による改正前の地方税法（附則第二十条及び第二十九条において「旧法」という。）第十六条の四第一項の規定による決定については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第四条　新法第七十一条の十五第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十一条の十一第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の利子割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

2　新法第七十一条の三十六第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十一条の十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の配当割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割については、なお従前の例による。

3　新法第七十一条の五十六第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十一条の五十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の株式等譲渡所得割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の株式等譲渡所得割については、なお従前の例による。

4　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

附則第二十五条の三第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項第一号中「令和三年度」を「令和六年度」に改め、同号イ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同号イ中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号イ中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号ロ中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、「令和五年改正前の地方税法」を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度類似用途変更宅地等」を「令和六年度類似用途変更宅地等」に、「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度類似用途変更宅地等」を「令和七年度類似用途変更宅地等」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和五年度類似用途変更宅地等」を「令和八年度類似用途変更宅地等」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同項第一号中「令和三年度類似用途変更宅地等」を「令和六年度類似用途変更宅地等」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和二年度に」を「令和五年度に」に、「令和二年度類似特定用途宅地等」を「令和五年度類似特定用途宅地等」に、「令和二年度類似課税標準額」を「令和五年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「令和四年度類似用途変更宅地等」を「令和七年度類似用途変更宅地等」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度類似特定用途宅地等」を「令和六年度類似特定用途宅地等」に、「令和三年度類似課税標準額」を「令和六年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「令和五年度類似用途変更宅地等」を「令和八年度類似用途変更宅地等」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度類似特定用途宅地等」を「令和七年度類似特定用途宅地等」に、「令和四年度類似課税標準額」を「令和七年度類似課税標準額」に改め、同条第四項第一号中「令和二年度類似課税標準額」を「令和五年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「令和二年度類似特定用途宅地等」を「令和五年度類似特定用途宅地等」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「令和二年度類似特定用途宅地等」を「令和五年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第二号中「令和三年度類似課税標準額」を「令和六年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「令和三年度類似特定用途宅地等」を「令和六年度類似特定用途宅地等」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和三年度類似特定用途宅地等」を「令和六年度類似特定用途宅地等」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「令和四年度類似課税標準額」を「令和七年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「令和四年度類似特定用途宅地等」を「令和七年度類似特定用途宅地等」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号ロ中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和四年度類似特定用途宅地等」を「令和七年度類似特定用途宅地等」に改め、「令和五年改正前の地方税法」を削り、同条第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第二十六条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第二十七条の二第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第二項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第五項中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度特定市街化区域農地」を「令和六年度特定市街化区域農地」に、「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度特定市街化区域農地」を「令和七年度特定市街化区域農地」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和五年度特定市街化区域農地」を「令和八年度特定市街化区域農地」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度、」を「令和六年度、」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第六項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「令和三年度で」を「令和六年度で」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十七条の四（見出しを含む。）中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第二十七条の四の二の見出し及び同条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第一号中「令和三年度　次に」を「令和六年度　次に」に改め、同号イ中「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「百分の百以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの」を「負担上限割合」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、同項第二号中「令和四年度　次に」を「令和七年度　次に」に改め、同号イ中「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号ロ中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、「令和五年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「令和五年度　次に」を「令和八年度　次に」に改め、同号イ中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロ中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第二項の表附則第十八条第六項第二号イの項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第三号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第三号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第一号ロの項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第二号ロの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第三号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第一号ロの項中「令和二年度類似特定用途宅地等が令和二年度分」を「令和五年度類似特定用途宅地等が令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第二号ロの項中「令和三年度類似特定用途宅地等が令和三年度分」を「令和六年度類似特定用途宅地等が令和六年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第三号ロの項中「令和四年度類似特定用途宅地等が令和四年度分」を「令和七年度類似特定用途宅地等が令和七年度分」に改める。

附則第二十七条の五第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項中「又は第四項」を削り、同条第三項及び第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第二十八条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第三項中「又は第四項」を削り、同条第四項中「令和四年度分又は令和五年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に改める。

附則第二十九条の四第一項中「又は第四項」を削る。

附則第三十一条の三第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条及び第三十二条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十九条の二の二第四項中「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同項の表第一項の表第二号の項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に改め、同条第五項中「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同項の表第一項の表第二号の項中「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に改め、同項の表第一項の項中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に改め、同表第一項の表第五号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和四年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「令和五年度の土地」を「令和七年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「令和五年度の土地」を「令和七年度適用土地」に改め、同項の表第七号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和四年度の土地」を「令和七年度の土地」に改め、同表第一項の表第八号の項中「令和五年度に」を「令和八年度に」に改め、同項の表第一項の項中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に改め、同表第一項の表第五号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和四年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「令和五年度の土地」を「令和七年度適用土地」に改め、同表第一項の表第七号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和四年度の土地」を「令和七年度適用土地」に改め、同表第一項の表第八号の項中「令和五年度に」を「令和八年度に」に改め、同項の表第一項の項中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に改め、同表第一項の表第五号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和四年度の土地」を「令和七年度適用土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「令和五年度の土地」を「令和七年度適用土地」に改め、同表第一項の表第七号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和四年度の土地」を「令和七年度適用土地」に改める。

附則第十九条の三中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附則第十九条の四第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「(令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第二項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第五項中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度特定市街化区域農地」を「令和六年度特定市街化区域農地」に、「令和四年度特定市街化区域農地」を「令和七年度特定市街化区域農地」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和五年度特定市街化区域農地」を「令和八年度特定市街化区域農地」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度」を「令和六年度」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第六項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「又は前条第四項の規定」を削り、「令和三年度で」を「令和六年度で」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十一条(見出しを含む。)中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第二十一条の二の見出し及び同条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第一号中「令和三年度　次に」を「令和六年度　次に」に改め、同号イ中「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「百分の百以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの」を「負担上限割合」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、同項第二号中「令和四年度　次に」を「令和七年度　次に」に改め、同号イ中「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号ロ中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「令和五年度　次に」を「令和八年度　次に」に改め、同号イ中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロ中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第二号イの項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第七項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第八項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第九項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第十項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第十一項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第十二項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第十三項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第十四項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第十五項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第十六項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第十七項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第十八項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第十九項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第二十項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第二十一項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第二十二項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第二十三項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第二十四項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第二十五項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第二十六項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第二十七項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第二十八項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第二十九項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第三十項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第三十一項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第三十二項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第三十三項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第三十四項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第三十五項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第三十六項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第三十七項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第三十八項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第三十九項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第四十項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第四十一項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第四十二項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第四十三項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第四十四項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第四十五項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第四十六項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第四十七項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第四十八項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第四十九項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第五十項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第五十一項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第五十二項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第五十三項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第五十四項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第五十五項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第五十六項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第五十七項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第五十八項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第五十九項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第六十項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第六十一項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第六十二項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第六十三項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第六十四項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第六十五項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第六十六項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第六十七項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第六十八項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第六十九項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第七十項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第七十一項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第七十二項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第七十三項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第七十四項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第七十五項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第七十六項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第七十七項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第七十八項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第七十九項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第八十項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第八十一項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第八十二項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第八十三項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第八十四項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第八十五項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第八十六項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第八十七項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第八十八項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第八十九項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第九十項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第九十一項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第九十二項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第九十三項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第九十四項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第九十五項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「令和八年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条第九十六項第二号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」

二　エタノールその他の総務省令で定める燃料を製造するための設備で総務省令で定めるもの　三分の二

三　水素その他の総務省令で定める成分を主成分とするガスを製造するための設備で総務省令で定めるもの　二分の一

附則第十五条第二十一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第二十二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十五項中「令和二年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項第一号イ中「次号ハ」を「第三号ハ」に、「次号イ」を「同号イ」に改め、同号ロ中「次号ロ」を「第三号ロ」に改め、同号ハ中「第三号ロ」を「第四号ロ」に改め、同号ニ中「第三号ハ」を「次号及び第四号ハ」に改め、「のもの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号イ中「前号イに掲げるもの」を「第一号イに掲げるもの」に改め、同号ロ中「前号ロ」を「第一号ロ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）で第四号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のものであつて総務省令で定めるもの　当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に七分の六を参酌して十四分の十一以上十四分の十三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、七分の六）を乗じて得た額

附則第十五条第三十一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第三十二項を削り、同条第三十三項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号ロ」を「第八十二条第一号ロ」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項を第三十五項とし、同条第三十七項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「の二分の一の」を「に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条中第四十三項を第四十二項とし、第四十四項を第四十三項とし、同条第四十五項ただし書中「第十条の五の四第三項第八号又は第四十二条の十二の五第三項第九号」を「第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項を同条第四十五項とする。

附則第十五条の六第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二条第九号の三イ」を「同条第九号の三イ」に改める。

附則第十五条の七第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、「の申告書」の下に「又は前項の書類」を、「当該申告書」の下に「又は当該書類」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　市町村長は、第一項又は第二項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第四項に規定する管理者等から、前項に規定する期間内に同法第八条第二項において準用する同法第七条の規定による通知を受けたことを証する書類として総務省令で定めるものの提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が第一項又は第二項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

附則第十五条の八第四項、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項並びに第十五条の十一第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第六号イの表(2)中「令和三年度で」を「令和六年度で」に、「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和四年度で」を「令和七年度又は令和八年度で」に、「令和三年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和四年改正前の地方税法」という。）」及び「とし、当該年度が令和五年度である場合であつて、当該土地が令和四年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和五年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同号ロの表(2)中「令和三年度で」を「令和六年度で」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和四年度で」を「令和七年度又は令和八年度で」に、「令和三年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」及び「とし、当該年度が令和五年度である場合であつて、当該土地が令和四年度分の固定資産税について令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同条第八号中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「令和四年度又は令和五年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改める。

附則第十七条の二の見出しを「（令和七年度又は令和八年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第一項の表以外の部分中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同項の表の第一号の上欄中「令和三年度」を「令和六年度」に改め、同号の中欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和三年度」を「令和六年度」に、「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同表の第二号の上欄中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に、「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度」を「令和八年度」に、「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に、「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第三号の上欄中「令和三年度」を「令和六年度」に、「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号の下欄中「令和三年度の土地」を「令和六年度の土地」に、「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号の下欄中「令和六年度の土地」を「令和九年度の土地」に、「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第五号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号の下欄中「令和六年度の土地」を「令和九年度の土地」に、「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第六号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第七号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第八号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第九号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第十号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第十一号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第十二号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第十三号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第十四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第十五号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第十六号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第十七号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第十八号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第十九号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第二十号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第二十一号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第二十二号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第二十三号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第二十四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第二十五号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第二十六号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第二十七号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第二十八号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第二十九号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第三十号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第三十一号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第三十二号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第三十三号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第三十四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第三十五号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第三十六号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第三十七号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第三十八号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第三十九号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四十号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四十一号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四十二号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四十三号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四十四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四十五号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四十六号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四十七号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四十八号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第四十九号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第五十号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第五十一号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第五十二号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第五十三号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第五十四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第五十五号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第五十六号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第五十七号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第五十八号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第五十九号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第六十号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第六十一号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第六十二号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第六十三号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第六十四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第六十五号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第六十六号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第六十七号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第六十八号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第六十九号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第七十号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第七十一号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第七十二号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第七十三号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第七十四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第七十五号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第七十六号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第七十七号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第七十八号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第七十九号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第八十号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第八十一号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第八十二号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第八十三号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第八十四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第八十五号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第八十六号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第八十七号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第八十八号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第八十九号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第九十号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第九十一号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第九十二号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第九十三号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第九十四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第九十五号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第九十六号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第九十七号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第九十八号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第九十九号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百一号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百二号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百三号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百五号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百六号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百七号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百八号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百九号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百十号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百十一号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百十二号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百十三号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百十四号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百十五号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百十六号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百十七号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百十八号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百十九号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百二十号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百二十一号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の下欄中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表の第百二十二号の上欄中「令和四年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号の中欄中

額に相当する金額（以下この項において「十月分特別徴収金額」という。）に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分特別徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

二　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の十月分特別徴収金額以上であり、かつ、その者の十月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の十月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

三　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の十月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額以上である場合には、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の第三百二十一条の七の八第二項の規定により読み替えられた第三百二十一条の七の二第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額を当該期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、徴収するものとする。

4　前項の規定の適用がある場合における第三百二十一条の七の五の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、附則第五条の十一第三項各号の規定によりそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

5　市町村が令和六年度分の個人の市町村民税を第三百二十一条の七の九第二項、第三百二十一条の七の十第一項その他政令で定める規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除）

第五条の十二　道府県は、令和七年度分の個人の道府県民税に限り、道府県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2　前項の道府県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項及び第四項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額。第四項において「道府県民税特別税額控除額」という。）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一　特別税額控除対象納税義務者の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二　特別税額控除対象納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3　市町村は、令和七年度分の個人の市町村民税に限り、市町村民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

4　前項の市町村民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、個人の住民税の所得割の額が一万円を超える場合には一万円から道府県民税特別税額控除額を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には第二項第二号に掲げる額に相当する金額とする。

（政令への委任）

第五条の十三　附則第五条の八から前条までに定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条第三項中「並びに附則第三条の三第二項及び第五項、附則第五条の八第二項並びに附則第五条の十二第二項」に「とする」を「と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「及び」とあるのは「、附則第六条第二項及び」とする」に改め、同条第六項中「並びに附則第三条の三第二項及び第五項、附則第五条の八第二項並びに附則第五条の十二第二項」に「とする」を「と、附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「及び」とあるのは「、附則第六条第五項及び」とする」に改める。

附則第八条第二項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に、「第十二項」を「第十項まで及び第十二項から第十四項」に改め、同条第七項中「第四十二条の十二第六項第一号」を「第四十二条の十二第六項第三号」に改め、同条第八項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「第四十二条の十二の五第二項」の下に「から第四項まで及び第八項」を加え、同条第十九項中「生じた事業年度」の下に「又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。）」を加え、「附則第八条第十六項」を「附則第八条第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七項から第九項まで及び第十二項」を「第十三項から第十五項まで及び第二十三項」に、「及び第五項」を「、第五項、第七項から第十二項まで、第十七項から第二十項まで及び第二十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第七項から第九項まで及び第十二項」を「第十三項から第十五項まで及び第二十三項」に改め、「第四十二条の十二の七第六項」の下に「から第十二項まで、第十七項から第二十項まで及び第二十二項」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に改め、「第四十二条の十二の五第一項」の下に「、第二項、第四項及び第八項」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第四項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五第一項から第三項まで及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項から第三項まで及び第七項」とする。

（令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例）

第五条の十一　令和六年度分の個人の市町村民税に限り、第三百二十一条の七の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する第三百十七条の二第一項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市町村民税（第三項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市町村民税」という。）の徴収及び第三百二十一条の七の二第三項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の徴収については、次に定めるところによる。

一　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市町村民税の額（附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合に算出される第三百二十一条の七の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合には、当該所得割額を加算した額とする。以下この号及び第五号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第三項において「年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市町村民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市町村民税の額の二分の一に相当する額（当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が百円未満であるときは百円とする。）をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を二で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割普通徴収金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「六月分普通徴収金額」という。）に満たない場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期においてはその者の六月分普通徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同条本文の規定により八月中に定められている納期においてはその者の分割普通徴収金額に相当する税額を、普通徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割特別徴収金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分特別徴収金額」という。）に相当する税額を、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において第三百二十一条の七の四第二項に規定する特別徴収対象年金給付（以下この項及び第三項において「特別徴収対象年金給付」という。）の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

二　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額以上であり、かつ、その者の六月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額に満たない場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、同条本文の規定により八月中に定められている納期においてはその者の六月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を普通徴収の方法によつて徴収するものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分特別徴収金額に相当する税額を、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

三　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額以上であり、かつ、その者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の十月分特別徴収金額の合計額に満たない場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期及び同条本文の規定により八月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の十月分特別徴収金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

四　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の十月分特別徴収金額の合計額以上であり、かつ、その者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の十月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額に満たない場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期及び同条本文の規定により八月中に定められている納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の十月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

五　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額以上である場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期及び同条本文の規定により八月中に定められている納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、附則第五条の十一第一項各号の規定により特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

3　令和六年度分の個人の市町村民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市町村民税の徴収（第一項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

一　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額から第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割特別徴収金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額から控除

2　前項の規定の適用がある場合における第三百二十一条の七の五の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、附則第五条の十一第一項各号の規定により特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

2　前項の道府県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項及び第五項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超える場合には一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超える場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額。第五項において「道府県民税特別税額控除額」という。）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一　特別税額控除対象納税義務者の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二　特別税額控除対象納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3　前二項の規定の適用がある場合における第三十七条の二第十一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

4　市町村は、令和六年度分の個人の市町村民税に限り、市町村民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

5　前項の市町村民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超える場合には一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超える場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）から道府県民税特別税額控除額を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には第二項第二号に掲げる額に相当する金額とする。

6　前二項の規定の適用がある場合における第三百十四条の七第十一項、第三百二十一条の七の八第一項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の七第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」と、第三百二十一条の七の八第一項中「課した」とあるのは「附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「のこれらの規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和六年度分の個人の市町村民税の普通徴収に関する特例）

第五条の九　令和六年度分の個人の市町村民税に限り、第三百十九条の規定により普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税（第三百二十一条の七の二第三項及び第三百二十八条の十三の規定により徴収するものを除く。以下この項において「普通徴収の個人の市町村民税」という。）の納期が第三百二十条本文の規定により定められている市町村における普通徴収の個人の市町村民税の当該定められている納期における徴収については、次に定めるところによる。

一　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額（前条第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収の個人の市町村民税の額をいう。以下この号において同じ。）からその者の普通徴収の個人の市町村民税の額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額を四で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に三を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「六月分金額」という。）に満たない場合には、六月中に定められている納期においてはその者の六月分金額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

二　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分金額以上であり、かつ、その者の六月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、六月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、八月中に定められている納期においてはその者の六月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、十月中に定められている納期及び一月中に定められている納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

三　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、六月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、十月中に定められている納期においてはその者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、一月中に定められている納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

四　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、六月中に定められている納期、八月中に定められている納期及び十月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、一月中に定められている納期においてはその者の普通徴収の個人の市町村民税の額に相当する税額を徴収するものとする。

2　前項の規定の適用がある場合における第三百二十条の規定の適用については、同条中「当該個人の市町村民税額」とあるのは、「附則第五条の九第一項第一号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額」とする。

3　市町村が令和六年度分の個人の市町村民税（六月中に定められている納期から第三百二十一条の七第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前二項の規定は、適用しない。

（令和六年度分の給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例）

第五条の十　附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がある場合における第三百二十一条の五第一項の規定の適用については、令和六年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「十二分の一」とあるのは「十一分の一」と、「六月」とあるのは「七月」とする。

第七十二条の百十四第四項中「商業統計」を「経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」に改める。

第七十二条の百十五第一項中「事業所統計」を「経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」に改める。

第七十四条の二十四第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第九十一条第一項中「申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第百四十四条の四十八第一項中「申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第百七十二条第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第二百七十九条第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第二百九十二条第一項第四号イ及びロ中「第七項から第九項まで及び第十二項」を「第十三項から第十五項まで及び第二十三項」に改める。

第三百二十一条の八第二十三項中「法人で、」の下に「当該事業年度の中間期間（同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）又は」を加え、「又は中間期間（同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間をいう。次項及び第二十五項において同じ。）」を「若しくは中間期間」に改め、同条第二十六項中「法人について」の下に「当該事業年度の中間期間（同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十九項までにおいて同じ。）又は」を加え、「又は中間期間（同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。）」を「若しくは中間期間」に改め、同条第二十七項中「開始する」を「終了する」に改める。

第三百二十八条の十二第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第三百四十八条第二項第二十九号中「第五号まで、第七号又は第八号」を「第八号まで」に改める。

第四百六十三条の四第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第四百八十四条第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第五百三十七条第一項中「申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第五百八十六条第二項第十九号中「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二条第九号の三イ」を「同条第九号の三イ」に改める。

第六百十条第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第六百八十九条第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七百一条の十三第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七百一条の六十二第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七百三条の四第一項第一号中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」の下に「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等」を加える。

第七百二十二条第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七百三十三条の十九第一項中「又は修正申告書」を「、修正申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」に、「同項に」を「前条第一項に」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七百三十四条第四項中「事業所統計」を「経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」に改める。

附則第四条第一項第一号及び第四条の二第一項第一号中「令和五年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改める。

附則第五条の四の二第一項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第三項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改め、同条第五項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第七項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改める。

附則第五条の七の次に次の六条を加える。

（令和六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除）

第五条の八　道府県は、令和六年度分の個人の道府県民税に限り、道府県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五万円以下である所得割の納税義務者（以下この条から附則第五条の十二までにおいて「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四号

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次並びに第十一条第一項及び第五項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改める。

第一章第四節中第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の八の次に次の一条を加える。

（偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務）

第十一条の九　偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社がその地方団体の徴収金を納付し、又は納入していない場合において、その株式会社、合資会社又は合同会社に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるとき（合資会社にあつては、第十一条の二の無限責任社員に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限る。）は、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員又は有限責任社員を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する場合におけるその役員又は有限責任社員に限る。以下この条において「特定役員等」という。）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた地方団体の徴収金の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その偽りその他不正の行為があつた時以後に、その特定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転をしたもの（その株式会社、合資会社又は合同会社の取引の内容その他の事情を勘案して、当該取引の相手方との間で通常の取引の条件に従つて行われたと認められるその株式会社、合資会社又は合同会社の各事業年度の収益に係る売上原価、販売費又は一般管理費の額の基因となる取引その他の政令で定める取引として移転をしたものを除く。）の価額のいずれか低い額を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

第十六条の四第四項第二号及び第三号中「六月」を「一年」に改め、同条第十二項に後段として次のように加える。

この場合において、第四項第二号及び第三号中「一年」とあるのは、「六月」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項第四号イ及びロ中「第七項から第九項まで及び第十二項」を「第十三項から第十五項まで及び第二十三項」に改める。

第五十三条第二十三項中「法人で、」の下に「当該事業年度の中間期間（同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）又は」を加え、「又は中間期間（同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間をいう。次項及び第二十五項において同じ。）」を「若しくは中間期間」に改め、同条第二十六項中「法人について、」の下に「当該事業年度の中間期間（同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十九項までにおいて同じ。）又は」を加え、「又は中間期間（同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。）」を「若しくは中間期間」に改め、同条第二十七項中「開始する」を「終了する」に改める。

第七十一条の十五第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十一条の三十六第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項に」を「前条第一項に」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十一条の五十六第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）」を加え、「同項に」を「前条第一項に」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十二条の五第一項第七号中「及び金融経済教育推進機構」を「、金融経済教育推進機構及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構」に改める。

第七十二条の二十三第二項中「法人税法」の下に「第二十七条、」を加え、同条第三項第二号中「若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。）」を削り、同項第四号中「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定により施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分」を削る。

第七十二条の四十七第一項中「提出し、又は」を「提出し、」に、「提出した」を「提出し、又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）を提出した」に改め、同条第二項中「をし、若しくは」を「をし、」に、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十二条の七十六中「事業所統計」を「経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」に改める。

第七十二条の七十八第二項第一号中「この項」の下に「及び第七十二条の八十の三」を加える。

第七十二条の八十の二の次に次の一条を加える。

（特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用）

第七十二条の八十の三　消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供（同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）が同法第十五条の二第一項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

第七十二条の八十八第一項中「第三項並びに第七十二条の九十三第二項及び第四項」を「以下この款」に改める。

第七十二条の九十五第一項第二号中「又は」を「若しくは」に、「還付」を「還付を受け、又は第七十二条の九十三第一項若しくは第四項の規定による更正による還付（更正の請求に基づく更正によるものに限る。）」に改め、同条第二項中「申告書」を「申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書（第七十二条の九十三第一項又は第四項の規定による更正による還付のうち譲渡割の中間納付額に係るもの以外のものを受けようとするものに限る。）」に、「者に係るもの」を「場合」に改める。

議案第４５号

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

１　提案の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改めるため提案する。

２　根拠法規

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和３２年法律第１４３号）第４条第１項

３　条例の概要

(1) 介護補償の額を引き上げることとした。（第１２条関係）

(2) 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）

(3) 規定を整備することとした。（第８条関係）

(4) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（補償基礎額） 第３条　補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。 ２　前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（附則第１２項及び第１３項において単に「事故発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第１８条第２項第２号において単に「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額とする。 ３　略 ４　略 （休業補償） 第８条　学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、当該学校医等に対して、休業補償として、その収入を得ることができない期間、１日につき、補償基礎額の１００分の６０に相当する金額を支給する。ただし、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合（教育委員会規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され＿＿＿＿＿＿ている期間については、休業補償は、行わない。 （介護補償） 第１２条　略 ２　介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、１月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第３号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号	（補償基礎額） 第３条　補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。 ２　前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（附則第１２項及び第１３項において単に「事故発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第１８条第２項第２号において単に「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額とする。 ３　略 ４　略 （休業補償） 第８条　学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、当該学校医等に対して、休業補償として、その収入を得ることができない期間、１日につき、補償基礎額の１００分の６０に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（教育委員会規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。 (1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合 (2) 婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合 （介護補償） 第１２条　略 ２　介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、１月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第３号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号

において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が１７７，９５０円を超えるときは、１７７，９５０円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第４号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が８１，２９０円以下であるときに限る。）　８１，２９０円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が８８，９８０円を超えるときは、８８，９８０円）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が４０，６００円以下であるときに限る。）　４０，６００円

別表（第３条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	５年未満	５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	円 ６，６１８	円 ８，２８３	円 ９，７９５	円 １０，９２３	円 １１，７１８	円 １２，４３８

において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が１７２，５５０円を超えるときは、１７２，５５０円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第４号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が７７，８９０円以下であるときに限る。）　７７，８９０円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が８６，２８０円を超えるときは、８６，２８０円）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が３８，９００円以下であるときに限る。）　３８，９００円

別表（第３条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	５年未満	５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	円 ６，３４０	円 ８，０８５	円 ９，６４０	円 １０，８１０	円 １１，６４５	円 １２，３８８

学校薬剤師の補償基礎額	5，568	6，470	7，038	8，093	8，950	9，398

備考　略

学校薬剤師の補償基礎額	5，340	6，310	6，925	8，028	8，908	9，370

備考　略

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第四条　前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

２　前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるようにこれを定めなければならない。

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和６年政令第１０８号）の規定による改正前のもの）

（休業補償）

第四条　休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、一日につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給して行うものとする。ただし、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合（文部科学省令で定める場合に限る。）には、その拘禁されている期間については、休業補償は、行わない。

（介護補償）

第六条の二　介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一　病院又は診療所に入院している場合

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

三　障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として文部科学大臣が定めるものに入所している場合

２　介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　介護補償に係る障害（障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万二千五百五十円を超えるときは、十七万二千五百五十円）

二　常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が七万七千八百九十円以下である場合に限る。）　七万七千八百九十円

三　介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当す

る場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万六千二百八十円を超えるときは、八万六千二百八十円）

四　随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が三万八千九百円以下であるときに限る。）　三万八千九百円

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千八百九十円」を「八万千二百九十円」に改め、同項第三号中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に改め、同項第四号中「三万八千九百円」を「四万六百円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、三四〇円」を「六、六一八円」に、「八、〇八五円」を「八、二八三円」に、「九、六四〇円」を「九、七九五円」に、「一〇、八一〇円」を「一〇、九二三円」に、「一一、六四五円」を「一一、七一八円」に、「一二、三八八円」を「一二、四三八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、三四〇円」を「五、五六八円」に、「六、三二〇円」を「六、四七〇円」に、「六、九二五円」を「七、〇三八円」に、「八、〇二八円」を「八、〇九三円」に、「八、九〇八円」を「八、九五〇円」に、「九、三七〇円」を「九、三九八円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3　改正後の別表の規定は、令和五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　盛山　正仁

内閣総理大臣　岸田　文雄

（石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

（更生保護法施行令の一部改正）

第二十一条　更生保護法施行令（平成二十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「（売春防止法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第八条の表五の項二及びホを削る。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改め、同条第四項中「、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長」を「又は少年鑑別所の長」に改める。

第六十九条第四項第五号を削り、同条第九項中「、婦人補導院の長」を削る。

第七十条第一項中「及び第三号から第五号まで」を「、第三号及び第四号」に改める。

第百三条第一項の表六十四条第一項の項中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

（法務省組織令の一部改正）

第二十三条　法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「、補導処分」を削る。

第七条第三号中「、少年院又は婦人補導院」を「又は少年院」に改める。

第三十五条第三号中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

第三十六条第一号中「、拘置所及び婦人補導院」を「及び拘置所」に改める。

第四十三条第二号中「、少年院又は婦人補導院」を「又は少年院」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十四条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号及び第八号を次のように改める。

七　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関すること。

八　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の規定による被害者の保護（女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設の行うものに限る。第百一条第九号において同じ。）に関すること。

第百一条第八号中「要保護女子の保護更生」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定による困難な問題を抱える女性の支援」に改め、同条第九号中「（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正に係る経過措置）

第二条　この政令の施行の日（次条において「施行日」という。）において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第四条第一項の規定により成立している同法第二条第九項に規定する退職手当共済契約（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下この条において「法」という。）附則第四条による改正前の売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設に係るものに限る。）は、法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設に係る退職手当共済契約とみなす。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に行われた犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二条第一項に規定する犯罪行為による死亡又は同条第六項に規定する障害を原因とする同条第七項に規定する犯罪被害者等給付金については、第十六条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（更生保護法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二十一条の規定による改正前の更生保護法施行令第八条の表五の項二及びホに掲げる記録の保存については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　齋藤　健
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十三号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第一条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第九号中「、少年院法」を「及び少年院法」に改め、「及び婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第四条の規定による賞与金」を削り、同条第九号の二中「、少年院法」を「及び少年院法」に改め、「又は婦人補導院法第十二条」を削る。

（医療法施行令の一部改正）

第二条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

第三条第二項中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第三条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改め、同条第四項中「、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長」を「又は少年鑑別所の長」に改める。

第五十五条第四項第五号を削り、同条第九項中「、婦人補導院の長」を削る。

第五十六条第一項中「及び第三号から第五号まで」を「、第三号及び第四号」に改める。

第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第四条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第五条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第五項中「、婦人補導院」を削る。

（物品管理法施行令の一部改正）

第六条　物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「、出入国管理及び難民認定法」を「又は出入国管理及び難民認定法」に改め、「又は婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第十三条」を削る。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）

第七条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

（国家公務員宿舎法施行令の一部改正）

第八条　国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ロ及び第九条第一号ロ中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正）

第九条　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設」に、「要保護女子の収容保護」を「同項に規定する自立支援」に、「第三十八条第一項第四号」を「第二十条第一項第五号」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十三条の十四の六第二項第四号中「売春防止法」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）附則第四条の規定による改正前の売春防止法」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項」に、「設置した女性自立支援施設」を「設置した女性自立支援施設」に、「収容保護」を「同項に規定する自立支援」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「、婦人保護施設」を「、女性自立支援施設」に、「被災婦人保護施設」を「被災女性自立支援施設」に改める。

（豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号を次のように改める。

八　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第十三条　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設」を削り、「又は障害者支援施設」を「、障害者支援施設又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設」に改める。

（準備行為）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

２　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（売春防止法の一部改正）

第四条　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　補導処分（第十七条―第三十三条）」を「第四章　保護更生（第三十四条―第四十条）」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「とともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずる」を削る。

第三章及び第四章を削る。

附則

（補導処分に付された者に係る措置）

第五条　政府は、前条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第十七条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院（附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。）第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。）から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条　前条の者であって施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

２　旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条　施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

２　前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

（婦人相談所に関する経過措置等）

第八条　この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

２　この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

３　この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

（旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置）

第九条　施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

（婦人補導院法の廃止）

第十条　婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条　旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十二条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の項を削る。

（児童福祉法の一部改正）

第十三条　児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の二」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十条」に改める。

（地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正）

第十四条　次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

一　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十条第十号

二　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第九条第一項

（公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

一　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第一項第三号

二　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十条第一項第三号

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第十六条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に、「疑」を「疑い」に、「左の」を「次の」に改める。

第四十三条第一項中「行ない」を「行い」に改め、「若しくは補導処分」を削る。

（電波法の一部改正）

第十七条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条の二第十四項第三号中「、少年鑑別所法」を「及び少年鑑別所法」に改め、「及び婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第一条第一項に規定する婦人補導院」を削る。

（社会福祉法の一部改正）

第十八条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

（支援調整会議）

第十五条　地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3　支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5　次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者

二　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三　前二号に掲げる者以外の者　支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6　前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章　雑則

（教育及び啓発）

第十六条　国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養（かん）に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条　都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一　女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三　都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四　都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五　都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六　第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2　市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3　市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条　都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2　都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二　市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3　国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章　罰則

第二十三条　第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

二　附則第三十四条の規定　この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）の公布の日のいずれか遅い日

三　附則第三十五条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）の公布の日のいずれか遅い日

四　附則第三十六条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第　号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年五月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十二号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章　女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。